

# 「小松怨霊記」解題と翻刻

森本浩雅

はじめに

本稿は、架蔵本「小松怨霊記」の解題と翻刻である。「小松怨霊記」は現在の山梨県笛吹市春日居町小松を舞台とした怪異譚であるが、あまり広く知られていない。本稿では架蔵本の翻刻紹介と、関連諸本について考察を加えた。

## 一 架蔵本の書誌

装幀 写本一冊、縦24・9糎×横16・5糎、袋綴じ、紙  
縫による仮綴じ、表紙も本文と同質紙を使用。

料紙 楮紙。

外題 「小松怨霊記」と表紙中央に打ち付け書き。

内題 「小松怨霊記」。

墨付き 26丁。

本文 一丁8行。一行平均約18字、字高約21糎。句読点

等無し。

なお、表紙外題を中心に「明治十一年」「戊寅二月吉日」とある。この表紙は本文と同質紙が二枚重ねてあり、表紙の内側にある料紙には表紙と同様に三行分かち書きで「慶応四季／小松怨霊記／如月吉日」と記されている。

奥書は翻刻にも示したが「弘化三 午霜月上旬／明治十一年／壬寅二月写／深澤彌多」とあり、裏表紙には本文と同筆で「山梨縣 第廿六区／山梨郡平帯村／第三百三十番地／深澤氏」とある。

## 二 架蔵本の梗概

架蔵本の梗概を示すと次のようになる。

①登場人物関係の説明……飯嶋治左衛門一家と七兵衛・茂右

衛門父子の關係説明。

② 茂右衛門の紹介……甚五左衛門は娘たよが成長の後、茂右衛門と縁組みをさせ田地等も分け与えると約束。茂右衛門の父七兵衛臨終の床で、甚五左衛門は七兵衛と契約の盃を交わす。

③ たよが成長すると、甚五左衛門は七兵衛と交わした以前の約束を後悔する。そして飯嶋治左衛門の次男彦兵衛からの求婚を幸いに、たよを盗み取らせる。

④ 茂右衛門は裏切りを知り、甚五左衛門方へ切り込むが、寺社や近所の人びとが和解案を提示したため、姉と相談すると言ひ残しその場を去る。

⑤ 茂右衛門は、和戸村の姉を訪問し今回の件について意見を聞く。その後、書き置きを残し自害する。

⑥ たよと彦兵衛は平穩に暮らして居たが、正徳四年に彦兵衛が乱心、妻たよを切害。

⑦ 彦兵衛乱心につき、彦兵衛長女ふじに飯嶋平左衛門を縁組みさせ家を継がせる。平左衛門は様々な怪異にあい衰弱、縊死する。彦兵衛の娘二人は治左衛門が引き取る。

⑧ 治左衛門惣領の利右衛門病死、続いて父治左衛門乱心し土蔵で死ぬ。末子平八が家督を継ぎ治左衛門と改名。

⑨ 彦兵衛は正氣に戻り、長慶寺にて出家。妻の菩提を弔い余生を送る。

⑩ 彦兵衛長女ふじが成長し、九兵衛と縁組みして彦兵衛の家

を継ぐ。享保五年三月上旬から九兵衛は様々な怪異を見て衰弱。姉に相談し、加持祈祷・施餓鬼など種々試みるが怪異は止まない。

⑪ 九兵衛以外にも怪異が目に見えるようになり皆が恐れる。

怨霊退散のため、若者たちが九兵衛方へ泊まり込むも、怪異は止まない。

⑫ 行法の評判高い僧に怨霊退散を依頼するも、怪異は止まない。

⑬ 次々起こる怪異の根元は、茂右衛門、たよ、平左衛門らの強い怨念によるものであり、この怪異は簡単に止むことはない。

⑭ 七月四日、九兵衛宅土蔵で怪異があり、土蔵を打ち壊し長慶寺へ送る。

⑮ 新左衛門の提案にて甘利不動尊の託宣を伺う。

⑯ 託宣により、玉線和尚に怨霊退散を依頼するも玉線は固辞する。新左衛門は理を尽くして再度依頼、玉線はこれを了承し、法会の準備をする。

⑰ 七月十六日、玉線は怨霊退散の法会を実施。法会の終盤に大百足が九兵衛に襲いかかるが、玉線はこれを退治し、法会で用いた法具などと共に荒薦に包み笛吹川に流す。

⑱ 怨霊退散の法会以降、一切の怪異は止む。人々は悦び、玉線を尊崇する。

### 三 関連諸本紹介

「小松怨霊記」関連諸本として、写本七種、写本の翻刻二種、口説き本一種、明治期刊行の活字本一種の計十一種を参看した。写本およびその翻刻については、それぞれの奥書による書写年代順に、次いで口説き本、明治期活字本の順に紹介する。なお整理に便宜を図るため、各諸本に私的に略称を付した。

#### A、山梨県史本

『山梨県史』(資料編13・近世6)所収。

「文化十年酉六月書之／向山集蔵領之」の奥書を持つ、外題「小松怨霊記 全」写本の翻刻。

#### B、東山梨郡誌本

『東山梨郡誌』<sup>注2</sup>所収。

「文政八四年八月」「今持主山梨郡初鹿野郷深澤村三枝氏」の奥書を持つ「小松怪異之件」と題された写本の翻刻。

#### C、文政十年写本

外題「小松怨霊記」・内題「小松怨霊記 卷上下」

奥書は「甲州巨摩郡 西郡 六田村 志村太壱兵／文政十歳

志邑太壱兵衛者也／亥 八月上旬五日写也」。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。  
(請求記号 甲099.35 / 10)

#### D、嘉永四年写本

外題「小松怨霊記」<sup>注3</sup> 異本三種合本」・内題「小松怨霊記」

奥書は「嘉永四亥年二月三十日／山梨郡万力筋柚口村龍口山正福寺／十七代目 幻證写之」。異本三種合本のうちのへそ  
の三」。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲099.35 / 27)

#### E、嘉永七年写本

外題「甲州小松怨霊記」・内題「甲州小松怨霊記 全」

奥書は「嘉永七甲寅 年改之／享保五 子 年ヨリ今寅年迄  
一百三拾七年ニ成也」。なお裏表紙には本文と別筆で「明治  
三 庚 如月 日／在家塚邑／中込彦五郎求之」とある。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲099.35 / 8)

#### F、安政四年写本

外題「小松怨霊記 異本三種合本」・内題「小松怨霊記」

奥書は「嘉永七／安政四 巳年／如月下旬吉日／西之原村／  
淡野氏」。異本三種合本のうちのへその一」。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲099. 35 / 27)

G、文久二年写本

外題「甲州小松之怨霊記」・内題「甲州小松怨霊記」

奥書は「享保五子年ヨリ今戊辰百四拾四歳ニ成也／文久二壬戌年霜月写之」。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲099. 35 / 9)

H、明治七年写本

外題「小松怨霊記 異本三種合本」・内題「甲斐國 山梨郡

小松邑怨霊本實録」

奥書は「明治七戌歳／二月上旬寫之」。異本三種合本のうちの〈その二〉。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲099. 35 / 27)

I、書写年代不明本

外題「小松怨霊物語」・内題「怨霊怪異之事」

本文末尾に欠落があるため書写年代は不明。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲099. 35 / 37)

J、嘉永五年版くどき

外題「新板小まつおんりやうくどきぶし上」・「しんはん小松おんりやうくどき下」

「上」の表紙は火炎を吹く蛇に驚く女性、「下」の表紙は幽霊をみておびえて頭を手で覆い隠す男の絵がある。

「下」の本文末には、「釈浄春信士 茂右衛門廿五才／法ヨ利劍智□□信女たよ事廿一才 今嘉永五年迄百三十五年ニ及ぶ」とある。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲991. 65 / コマ)

K、「峡中奇聞」

「峡中奇聞小松怪談」

明治二十年十一月に西山梨郡柳町の芳文堂によって刊行された活字本。著者は散夢野史。「緒言」に「近頃書肆芳文堂の主人一書を携へ来り野史に示す。是れ峡中の奇聞、小松の怪談にして人口に膾炙する」とある。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲913. 56 / キヨ)

#### 四 関連諸本の系統分類

これらの関連諸本を本文や構成の異同、その特徴などから分類すると次のようになる。

イ 架蔵本と構成・本文が同じもの

架蔵本をD嘉永四年写本と比較すると、細かな点で本文に異同があるものの、怨霊を鎮めた玉線（洋）の出身を「下野国吉備寺」とする点などに加えて、架蔵本梗概⑧で治左衛門の家督を継いだ人物を「平左衛門」と誤っている点まで同じである。

ロ 架蔵本梗概⑬を欠くもの

架蔵本梗概⑬に該当する本文を欠くものがE嘉永七年写本とG文久二年写本である。この二本は本文および構成がほぼ同じである。

ハ 教訓的な表現をもつもの

I 「書写年代不明本」の冒頭に「仁義禮智の四ツも信なくんハおこなわれず、誠に老徳の善言名付けるに似り。然るに當世（マコ）ひの人誠をわすれ、偽りをかまへ、道を曲けて理（マテ）を守り、是を根本として、諸々悪氣枝葉はびこれり」の教訓的な文言がある。これとほぼ同様な文言が、A山梨県史本・B東山梨郡誌本にある。B東山梨郡誌本はI本と同じ冒頭にこの文言があり、全体の構成も類似している。A山梨県史本はI本やB本とは構成が異なり、架蔵本梗概⑩⑪⑫に相当する享保五年三月の怪異を記した後に、物語の発端である①②へ時間的に遡る構成となっており、⑫と①の間にこの文言が挿入される。

なお、C文政十年写本は架蔵本梗概⑬の箇所「夫、人道ハ仁義禮智孝貞忠信、何れか懸（マテ）ても納へからず。父母には孝を尽し、君にハ忠を持ってし、朋友に交るに信を以てするハ聖人のいましめ。神内川甚五左衛門、人道をわすれ、信の有を守らず、日頃約せし誠を失ひ、貧しきをあなとり、富にめて、娘を小松村へ送りてより事起り……」がある。

ニ 人物名とその出自および架蔵本梗概⑥に特徴があるもの  
人物名とその出自が他本と大きく異なっているものに、H明治七年写本とJ嘉永五年版くどきがある。

H明治七年写本は、甚五左衛門の娘の名を「菊」、彦平衛息子を「儀助」とし、J嘉永五年版くどきは、「たよ」の出自を「武田浪人丸山氏の総領娘」とし、「茂右衛門」の先祖を「丸山ちくぜんどの」とする。

またこの二本は架蔵本梗概⑥の箇所に特徴があり、H明治七年写本は「彦兵衛昼寝して居所に何國共なき生くさき風吹ハと吹来たり、門口より薄き煙の如く、二十斗の男見えるかと思おりから、二階下ヨリ蝮蛇すかたの蛇二ツ、火ゑんヲ吹て蝮蛇の如くのろくと下り、菊ハつと言こへに」、J嘉永五年版くどきは「ふしぎなるかな天井なりて、みるもおそろし二ツのへびか、たよがむかひしお昼の膳に、おちるすがたハ火ゑんをふいて、身のけよだつて身かへす事もならぬ。」とあり、「火ゑん」を吐く「二つ」の「へび」の登場は日本・

J本以外の他本では見られない。

なおK峡中奇聞は「一團の猛火、神内川の方よりひらめき来り、家内に飛入」とあり、蛇の記述はないがH・J本の「火ゑん」との関連が見られる。

ホ その他

F安政四年写本は、構成自体はC本に類似しているが、架蔵本梗概⑩で「妹弁を治左衛門の跡式と定めける」や、梗概⑪では「八五郎の高言」、⑫では「落合村の修験」の怨霊退治失敗譚など、他の関連諸本には見られない記述がある。

## 五 翻刻

翻刻凡例

翻刻にあたっては原本に忠実なることを考え、ルビ・仮名づかい・誤字等もできるだけのままにした。ただし通読の便を考え適宜句読点を補い、また助詞の「之」「乃」「而」などは「の」「の」「て」のように改め、本文中の割註は「」に入れて改行箇所を「／」で示した。

小松怨霊記

抑、甲斐國山梨郡、小松村百姓、飯嶋治左衛門と言者あり。

惣領を利右衛門、二男彦兵衛、三男平八と言ひ。惣領の妻は、府中六郎左衛門娘也。彦兵衛が妻は神内川村、甚五左衛門か娘也。弟に七兵衛と言者あり。此七兵衛か悴に、茂右衛門迎、生年拾九才に成。

此茂右衛門は家督薄く、<sup>トボシ</sup>乏しき百姓なり。然れども、弟の家の事なれ(1・オ)ば、甚五左衛門常く不便に思ひ、茂右衛門幼少の時より、「我娘のたよ成長せば、其方ニ女合せ、田地<sup>アツ</sup>杯も與エ、不足なき様に渡世<sup>イトナミ</sup>營致させん」杯と申故、誠に心得、七兵衛父子甚々悦び、平日心をよせ、暮しける時、七兵衛不斗大病にをかされ、今を限りと見ゑければ、甚五左衛門を呼申けるは、「常く約速<sup>マズ</sup>の御詞、御返がへなく、弥く、息女ヲ悴茂右衛門へ給はれかし」と、言けれ(1・ウ)ば、甚五左衛門、「何が扱其儀に少も氣遣ひ有るな。元来他人のすゝめに思ひ付る事に有らず。自身發端の事なれば、<sup>ヘシカヘ</sup>違變はなし。心安氣に臨終致されよ」と言ければ、七兵衛も悦びのあまりに重き枕をあげ、<sup>サカスキ</sup>盃を出させ、「是を結納の一腰<sup>マヤ</sup>ともをぼしめし給はれ」と、甚五左衛門が痔<sup>ソバ</sup>に差出せば、甚五左衛門盃を取上、亦七兵衛に差ければ押いたゞき、「今生の思ヒ(2・オ)出これなし」迎テ、一盃受吞<sup>ツマブ</sup>給りて後、甚五左衛門ニ向ひ手を合せ、最早思ひ置事更ニなし」<sup>ヒトエ</sup>偏に頼ミ入。亦、茂右衛門ニ向ひ、「我なき跡に、甚五左衛門殿を実の親と思ひ、必疎略に思ふな」と言聲も、次第く<sup>マヤ</sup>に糸細く成ぬれば、家内驚き、「薬よ、水よ」と言内に、程

なく息絶イキにける。然る後ノチには、父が遺言イコト耳にとまり、甚五左衛門が心を感じ、實の父の如く敬ひ、手(2・ウ)足の孝を尽しける。

斯テ程なく六年過ぎ、たよが婚禮の時至りぬれば、甚五左衛門つくづく思ひけるは、「我娘ながらも、器量キリコト勝れ、心も賢カンコキければ、何人の妻成共恥かしからず。又、家督も此所に誰あらん。富家の身としテ、賤敷マズシキ茂右衛門が妻になし、一生苦勞に暮し申させんも不便なり。然レトモ、彼レを夫婦にせんと言いかはせし一言も變がへ難し。とやせん、(3・オ)かくやせん」と、昼夜此事のミ案じ煩ワズラふ折柄、小松村治左衛門方ヨリ、「息女ヲ悴彦兵衛ニ給はれかし」と、仲言ナユヲ以テ望ノゾみけり。

甚五左衛門、「幸ひかな」と、心の内にテ悦びけれどモ、「娘か事ハよく遠慮致さねばならぬ子細あり。我等はしらぬ体にしテ、盗ミ取給ハらバ、兎も角もいたすべし。彼れに与へる所の金子有之。支度金としテ娘に持せ遣す(3・ウ)べし」と返答す。小松村にハ大きに悦び、娘斗と思ひの外の徳付たり。「然らバ吉日撰ミ、片時も急にしくはなし」と蜜ミツ談ダンしめし合せ、隣家の者も知らさず様に、小松村へ送り遣ツカハしける。

此事を茂右衛門方へ内通致す者有テ、睨シガと聞、大きに立腹致し、直様脇差を腰にさし、甚五左衛門が宅へ忍び行、「扱々、其方を人と思ひ、年来心をよせ(4・オ)ける事無念さよ。

其方が首を打落し、我も腹ハラかき切テ死すべし」と「覚悟ヲせよ」と飛掛れば、甚五左衛門裏口ヨリ逃出し、行へも知れず成ナにける。

扱、「いかゞせん」と猶豫イウユする内に、近所の人々はせ集り、茂右衛門を抱き留め、色々と宥ナグメと宿所へ連レ戻りけり。甚五左衛門は寺へ欠込、「此上ハ彼か心をなだめマメより外なし」と思ひ、住(4・ウ)寺テをひたすらに頼タノみけり。依テ、寺社を始メ人々取掛り、田地式反余、金子式拾両遣し双方和ハ睦ボク扱ハひけるなり。

茂右衛門も、とくと勘弁し申けるは、「各々、れきく方の御異見、違背申にはあらじ。しかし和戸村に姉壺人有之候得ば、一應右の次第を相晰し、相談を致し、其上御挨拶致すべし」と答エ、早く和戸村へ行、邊々右の次第を語り聞せければ(5・オ)、姉申様、「金や田地は當分の宝なり。名ハ末代に残るそかし。亦、茂右衛門は貧勞に迫り、幼少の時より言名付の女房を金子に賣かへたり、と浮世の人に笑ハれなハ、生れたる甲斐あるまじ。いかに貧勞の身なれば迎テ、古人の譬エをよく聞よ。丸くとも一角あれや人の心と昔の人の言通り、外に思案ハ出来ぬか」と姉に言はれて、茂右衛門ハ手を打テ(5・ウ)「扱もく兄弟とて、連枝の如く形は男女と別れ共、二ツはなき者也。是テ弥く安堵せり。今日も最早暮ければ、明日まッテ、皆くエ返答致し申さん」と、暫シブく者語りしテ座敷ニ入、床に有合硯箱、引寄せテ書置認メ、

「南無阿未陀佛」言聲に、姉は驚き火を燈し、座敷エ行テ能見れば、自害シテ伏居たり。二日とも見られぬ有様（6・オ）、泪く死骸ニ抱き付き、「先程よりの異見ン、自害せよと言事デなし。姉に浮目を見するか」と、伏シ沈ミテぞ歎きける。其間より家内は残ス、隣家の者共はせ集り、共に袖をそしほりける。

傍<sup>カタハラ</sup>ニ一通の書置、人々取寄開き見れば、

### 書置の事

一 我幼少の時、親とくの立會にテ、言名付（6・ウ）せしあのをたよ、我が貧苦をあなどりテそ、小松村エ縁付せ、此恨ハ甚五左衛門、只一討と切込め共、寺社や近所の人々にめんじ、此度一過<sup>過</sup>は進せませす。死後の怨念報スべし。小松村猶の事、跡にテ御覽下さるべし。まだ此外にも我が心中、かづく申あけたく候得共、死出<sup>シデ</sup>の山路<sup>ジ</sup>を急かんと候故書<sup>カキ</sup>残し申候（7・オ）。

神内川村

茂右衛門

寶永元 申 二月

寺院

近所

組合  
親類衆中

是ハ在所ニテ認めたりと見えたり。亦、最期に姉が家にテ書たる一通あり（7・ウ）。

### 同書置

一 某所存は前の書置の如く、一心を定メ、此処エ参り生害仕もの也。心得にテ、御悔ミ下れ間敷。我死骸、老人の母に御見せ給るまじ。夫故ニ御暇乞ながら是迄参り仕る者也。

宝永元 申 二月 日

姉さま（8・オ）

茂右衛門

小松村彦兵衛は、二男なれば家督ヲ分ケテ、新地ニ家を構エ、由々敷栄エける。斯テ年月をヘテ、萬事心の俣なれば、茂右衛門が怨念も消エテ「なき人の榮りに神も崇<sup>タツリ</sup>なし」と言ふは此時也。

然るに、正徳四年<sup>マツマ</sup>十九日、残暑に苦るしミ、座敷ニ昼る寝しテ居たりしか目をさまし、納戸ニ入、脇差引抜立出、女房



か糸繰かエし居たる後ヨリ、「覚たるか」と聲を掛ケ、只一ト太刀ニ乳の下迄（8・ウ）切通す。「わつ」と斗り一聲ニ、其俣息ハ絶エにける。「あら嬉しや、本望とげたり」申、笑云へる有様は、いかなる天摩が見入かと、家内の者共逃散たり。

残る者ども、彦兵衛ヲ抱とめ、上を下エと立騒ぐ内、近所の者共はせ集り、「是ハ乱氣に相違無者」と繩を掛ケ、四方に蜘蛛手を結、彦兵衛ヲ押とめたり。

此時、彦兵衛が二人の子供、姉はふじと申、當年九歳。妹は（9・オ）ふミ<sup>(ママ)</sup>迎テ六歳也。女子と言、幼少なれば、家相續も成難き故、評義の上、飯寫太良右衛門が子、平左衛門が跡式に定め、「ふじと女合、相續させん」と定めテ、連寄せ置きけり。

ある時、平左衛門、親の処エ行申けるは、「私義、他家に望なし。此内エ帰らん」と申ける。母、兄を初メ、彼レか家は二人の娘斗、外にハ下部の男女斗、誰に憚る事もなし。其方が心任せ」と言ければ（9・ウ）、平左衛門申けるは、「家内に心穢人はなけれトモ、只夜ニ入と血に染りたる首杯落掛り、壹丈斗のせい高き拔首の大男来りテ、是ハ其方か家ニあらず、とくく出よとせめらるゝニ、毎夜くの事なれば、ろくく睡事もなく、次第に心をとるエる。扱もく恐ろしや」迎テ語りける。

母は能々氣を付ケテ、「それは夢うつとテ、いくらも有

る事なり（10・オ）。心を強く取直せよ」と宥聞せ、色くくと異見を致シ、「早く帰れ」と言ければ、「然ば少し休んデ帰り申さん」と座敷エ行、いつの間にかはしらね共、首を括りテ死たりける。

彼レが自滅の後ハ詮方なく、二人の娘を治左衛門方エ引取、ふじが成長をぞ待居たり。

懸ル處、治左衛門惣領、利右衛門、大病受相果れば、末子平八に家督相續致させける時に、亦（10・ウ）、治左衛門も乱心と成、刃者を見れば兎角死る事を言、或時是も土蔵ニ入死だりけり。

扱く浅間敷事也。是、皆、和戸村ニ腹切りし茂右衛門か、<sup>恨</sup>悔の怨念さもあるべき次第也。兄、利右衛門死、父相果、平左衛門を治左衛門と改名、今の治左衛門是也。後ニ正睦と呼べり。

亦、彦兵衛事、妻を手に掛ケ殺したる故、久敷押込と成居たりしか、今は正氣と成（11・オ）、朝夕悔ミけり。「女房に對シテ少しも恨ミなし。切たる事ハ夢現が心に覺エ更ニなし。二人の子供の有中に、何迎テ夫、左様の事致べし。片時もはやく我を殺し、妻に手向、舅のいかりを宥めテ給われよ」と泪と共に申けるは、殺テは仇に仇を重る道利、夫よりも出家と也、神内川村エも詫ビ致し、公義エも訴訟致し、其上、亦、菩提所長慶寺（11・ウ）の弟子と成、一僧と名を改メテ、念佛勤行怠りなく、妻の菩提を回向シテ、心に行ヒ濟し

テ世をぞ送りける。

扱も、きのふと暮、けふと過、月日に違ふ事なければ、娘ふしと言も今は成長し、相應の人の世話ニテ、同村芦川<sup>(ママ)</sup>弥左衛門か妻の弟に九兵衛と言者あり。是は笹子峠下、鷓瀨邑の百姓也。両家相談の上(12・オ)、彼九兵衛とふじを女合、一僧か家の跡を所ニ定メ、「元の屋敷では宜しからず」とテ、新地ニ家作は跡方もなく成し、一僧か跡<sup>アト</sup>、再、花咲時至り、是も偏ニ伯父治左衛門、ふじを能養育せし故也と人々申傳エけり。

ステ九兵衛、新地ニ美々舗家作を致し、心地よく暮しけるに、享保五年子ノ三月上旬より、夜に入れば夥敷家鳴渡り、行燈火の(12・ウ)火も消るか如く、當りを見れば黒髪四方ニ振乱したる女の生首、にこくと笑ひ、天井の下を飛び巡り、ちらくと見え、初めの内ハ九兵衛ノミ是を見て驚き、是ハ夢うつゝの様に思ひ、人にも語らず、逃去る事もなく居たりけるが、三月下潤<sup>(ツユ)</sup>の頃より、男の生首三ツ巴の如く天井の下をげたくと笑ひながら飛渡り、我が寝テ居る處エぶらりと落掛り、枕元をころりくと(13・オ)鞆<sup>まり</sup>の如くに轉ヒ歩行、亦も天井ヨリ箕程ノ手を出し、枕を取やら、亦、納戸の奥にテ、高聲に夜なく、嘶をする事頻也。

二階口より青火見エ、亦兒を出し、にこくと笑ふ時もあり。闇の夜にも見ゆる事、昼の如し。掛ル有様を一目見ると、氣も魂も身に添ず、始めの内は夜の内に一度位成しか、後に

は一夜の内に幾度とも云事もなく、段々日を積み(13・ウ)夜を重るニ随テ、食物も咽に通す、次第くと身も勞れ、兒の色もとるエ、絶<sup>(ママ)</sup>かたければ九兵衛、今ハたまり兼、姉の元に行申けるハ、「我等家内ニ、三月上旬より、うそ氣味のわるき事共有と言共、男ノひけふとや笑われんと妻にも語ラす、深く包<sup>ツツ</sup>ミ隠せ共、今ハはやたまり兼テ、家を捨、古郷エ帰らんと存る也」と申けれ(14・オ)ば、「何事なるぞ」と姉もあきれテ問ければ、右の次第残す語りけり。

姉申けるハ、「左様の事にハ、智者、上人を頼ミテ祈祷、よけはらいと言事あり。心易く思ひべし。我よき様ニ取計申さん」と、夫より所くの修行者ヲ頼ミ、真言秘蜜<sup>(ママ)</sup>の加持を行ひ、我は菩提所にテ施餓鬼を讀ミ、心に信すると雖も、不得止事を(14・ウ)。

扱、九兵衛姉、并ニ親類組合、近所の者、逸に右の次第を語りければ、後にハ外様の者の眼にも見エ、耳にも聞エテ、氣振ひする程氣味悪く、夫より朋友の方より夜伽の為とテ大勢集りける。

アル夜、小雨降、朧月夜の事なるか、九兵衛も今宵ハ一しほ者の淋シき思ひ、いかなる事か有らと案<sup>アル</sup>ンじ煩<sup>ハスラ</sup>ひ居たりける。其夜(15・オ)ハ、いつに勝<sup>ク</sup>れテ屈<sup>ク</sup>竟<sup>キヨフ</sup>の若者拾五人集り、「今宵杯ハ如何なる變化、摩<sup>マシヤウ</sup>障<sup>マシヤウ</sup>の者も出よ。恐ろしき者ならば、何時でも御座候。末の代に、嘶の種に致し申。それ早く出よ、から竹割に致さんか、引首にしテ呉<sup>(ママ)</sup>れ」

杯と、勇テ進んで高聲シテ、各腕ヲまくり、鏢元くつろけ、棒を横たエ、九兵衛に力を添テ扣エ居る。

扱、夜の丑満(15・ウ)頃共思ひシ折から、戌亥の方ヨリ「とろくくくく」と家鳴渡り次第くくくに崩る斗ニ聞エけり。人々「是ハ」と驚き、始の高言どこエやら、「萬歳楽く、御免く」と呼はつテ、丑寅の方を見れば、墨の極根七八寸あがると見エしか、亦、一ゆりゆつと、今ハ倒るゝかと思斗ト震動す。有合者共たまり兼、「はつと」をめきて、我邊をれば、鳴(16・オ)音ひつそと静まりけり。

亦、集りテ申様、「今の躰、恐ろしき事なり」と、始メの高聲と事かはり、皆く身を縮々めてぞ居たりける。

やゝ有ツテ、亦、屋根より二階エ砂をまく音頻り也。「いかなる事ぞ」と思内、小石をまく音、大石を打事夥敷く、をり合者肝をけし、「是ハ命をとらるゝか」と、次第く身にちぢ(16・ウ)ミ、息を詰テぞ居たりける。

程なく聞コゆる明ケの鐘、鳴もひとつとしまりけり。こハくくから若者、「誰よ、かれよ」と言ながら、二三人、二階エ上り、見るニ砂も石も更ニなし。

亦、次の夜の事なるか、薄き煙りの如くなる、人の形とをぼしきは、ちらくくと見ゆる事も有。

亦、白き姿に、たけと延たる黒髪、もふくと振乱(17・オ)し、眼をすエテ下を出し、「恨しやく」と、さも恐

ろしき聲にテ、中ウを歩行事も有。

時ニ寄テハ、首なき者ゝ、そころ當タリを歩行事もあり。石砂をまく音、毎夜く止事なし。

扱、其頃中郡筋ニテ行法の聞エ有、何ノ某の僧、今現在の人故、其名を隠す。ある人、僧を頼みけるに、「心得たり」と早速、九兵衛が宅エ請待し(17・ウ)、坐敷に檀をかざり、五色の幣を立、備エ者を致し、三日三夜の行法の聲ヲあらげ禱りしハ、いかなる怨念も退散せんと、頼母しくこそ見エにける。一先祈念終りテ、是ヨリ二階を清めんと、階口ヨリいかなる者や見エたりけん、わつと言フヨリ橋子ヨリ轉び落、衣の袖を引ちきられ、暇乞もなく、はだしにテ邊帰る也。

実ニ深き、怨(18・オ)念のなす處、恐ろしかりし次第也。夫ヨリ、此僧是を恥るや、其後ハ寺を出、行方知れず成にける。

亦、夫ヨリ、色くと祈念祈禱をなすと雖も、更ニしるしなき事ハ、此斗にあらずとかや。

扱、此怪異の根元ハ、神内川村甚五左衛門、日頃約速せし実を失ひ、茂右衛門か貧しきを侮り、無念骨髓に徹し、茂右衛門か一命ヲ捨(18・ウ)たる妄念、彦兵衛にのり移り、たよを殺させ、亦、たよかきらるゝ時、はつとさけび、恨しと思女の一念、此家ニ留り、茂右衛門か怨念に替り、平左衛門か心を乱し、これも首をくゝりテ相果たり。世界ニ満る寶

より重き寿なり、是を捨る最斯の一念、此家ニ、四人の亡霊、四ツづゝ見ゆるとなり。

去るに依テ、いかなる修験、<sup>(ママ)</sup>訴<sup>(ママ)</sup>禱者、行法いのる(19・オ)と雖モ、少しも<sup>(ママ)</sup>記<sup>(ママ)</sup>ルシなく、夏の初メより、六月下旬ニ至る迄、<sup>(ママ)</sup>祈<sup>(ママ)</sup>禱讀誦の聲絶ユる事なしと言エ共、怪霊は日く増し、止ム事なしといエリ。

七月四日の夜、土蔵内ニテ、<sup>(ママ)</sup>初<sup>(ママ)</sup>挽音頻也。亦、米搗音の間エければ、<sup>(ママ)</sup>扱<sup>(ママ)</sup>ハ此土蔵にも怨霊籠りしかと、<sup>(ママ)</sup>早<sup>(ママ)</sup>速打崩スし、<sup>(ママ)</sup>旦<sup>(ママ)</sup>那寺、<sup>(ママ)</sup>長慶寺エ送りけり。

其後、<sup>(ママ)</sup>鳴<sup>(ママ)</sup>音止と言事なし。一家の人々、<sup>(ママ)</sup>十方ニ暮<sup>(ママ)</sup>テ居<sup>(ママ)</sup>た(19・ウ)けり。

治左衛門弟、新左衛門と申男、是ヲ種々手を盡し、工夫をめぐらしけると雖トモ、<sup>(ママ)</sup>更<sup>(ママ)</sup>に記<sup>(ママ)</sup>シなし。此男、様々考エ、<sup>(ママ)</sup>甘利不動尊御託<sup>(ママ)</sup>シ宣を伺ひ、「<sup>(ママ)</sup>兎も角も、明王のをしエに随ひ申さん」と言ければ、<sup>(ママ)</sup>皆く「成程、宜シかるべし」と、夫ヨリ七月六日、人を以参詣し、<sup>(ママ)</sup>扱<sup>(ママ)</sup>、託宣を願ける。

不動坊、良久く<sup>(ママ)</sup>祈念<sup>(ママ)</sup>シテ後ニ、「託宣の<sup>(ママ)</sup>越<sup>(ママ)</sup>ニ依<sup>(ママ)</sup>テ聞<sup>(ママ)</sup>、汝等、今爰ニ来事、<sup>(ママ)</sup>怪異<sup>(ママ)</sup>震<sup>(ママ)</sup> (20・オ) 動<sup>(ママ)</sup>ニ驚<sup>(ママ)</sup>き、教を請んと願ふニ、告知らすべし。汝か家の<sup>(ママ)</sup>怨念<sup>(ママ)</sup>、肆<sup>(ママ)</sup>ニなる縁組致し、人の命を失ふ事有。此恨ミ、<sup>(ママ)</sup>心<sup>(ママ)</sup>腑<sup>(ママ)</sup>ニわけ入、<sup>(ママ)</sup>打<sup>(ママ)</sup>續<sup>(ママ)</sup>テ命失ふ者、此幽霊共、<sup>(ママ)</sup>修羅<sup>(ママ)</sup>の眷属<sup>(ママ)</sup>と成テ、<sup>(ママ)</sup>貴僧<sup>(ママ)</sup>高僧の<sup>(ママ)</sup>經文<sup>(ママ)</sup>の<sup>(ママ)</sup>功力<sup>(ママ)</sup>ニモ成事もやと、<sup>(ママ)</sup>夫故<sup>(ママ)</sup>にたゞりをなす。是を鎮めんには、汝が家を去事、<sup>(ママ)</sup>拾五六丁西ニ當<sup>(ママ)</sup>ツテ、<sup>(ママ)</sup>禪宗<sup>(ママ)</sup>の知識有。是を招き<sup>(ママ)</sup>祈禱<sup>(ママ)</sup>せ

ば、<sup>(ママ)</sup>怨念<sup>(ママ)</sup> (20・ウ)、<sup>(ママ)</sup>修羅<sup>(ママ)</sup>の<sup>(ママ)</sup>苦げん<sup>(ママ)</sup>を遁<sup>(ママ)</sup>れ、<sup>(ママ)</sup>嬉しく<sup>(ママ)</sup>佛道<sup>(ママ)</sup>ニ趣、<sup>(ママ)</sup>家内<sup>(ママ)</sup>もしづまり、<sup>(ママ)</sup>子孫<sup>(ママ)</sup>相續<sup>(ママ)</sup>すべし。さもなく<sup>(ママ)</sup>んバ、一家大躰ニ亡び失ん事疑ひなし。不動の託宣是迄成」と、幣を持テ<sup>(ママ)</sup>欲<sup>(ママ)</sup>續<sup>(ママ)</sup>てだり。参詣の者共、<sup>(ママ)</sup>惘<sup>(ママ)</sup>れ果、<sup>(ママ)</sup>「身振<sup>(ママ)</sup>ひする程有り難<sup>(ママ)</sup>タし」<sup>(ママ)</sup>迎<sup>(ママ)</sup>テ立<sup>(ママ)</sup>帰<sup>(ママ)</sup>る。

甘利村と小松村とは、六七里も<sup>(ママ)</sup>歸<sup>(ママ)</sup>りたり。其上、何方ヨリ来る言ハす、何の願とも言ハすシテ、只そなへ(21・オ)者<sup>(ママ)</sup>を於<sup>(ママ)</sup>し、<sup>(ママ)</sup>託宣<sup>(ママ)</sup>を乞願<sup>(ママ)</sup>ふ所ニ、<sup>(ママ)</sup>右<sup>(ママ)</sup>の教<sup>(ママ)</sup>の次第<sup>(ママ)</sup>人々に語りければ、一家の者トモ身<sup>(ママ)</sup>を振<sup>(ママ)</sup>ハし、<sup>(ママ)</sup>信心<sup>(ママ)</sup>肝<sup>(ママ)</sup>モニめいしけり。

扱、<sup>(ママ)</sup>明王<sup>(ママ)</sup>の託宣<sup>(ママ)</sup>託宣<sup>(ママ)</sup>ニ依<sup>(ママ)</sup>テ、<sup>(ママ)</sup>つくぐ<sup>(ママ)</sup>考<sup>(ママ)</sup>エ見るニ、「西ニ當り禪宗とは、<sup>(ママ)</sup>鎮目村<sup>(ママ)</sup>保運寺<sup>(ママ)</sup>ならん。此和尚ハ、<sup>(ママ)</sup>先從<sup>(ママ)</sup>遺<sup>(ママ)</sup>狀ニ依<sup>(ママ)</sup>テ、<sup>(ママ)</sup>下野國<sup>(ママ)</sup>吉僧寺<sup>(ママ)</sup>ヨリ入院<sup>(ママ)</sup>有也。僧にテ名ハ則、<sup>(ママ)</sup>玉線<sup>(ママ)</sup>和<sup>(ママ)</sup>と言<sup>(ママ)</sup>ルは、<sup>(ママ)</sup>知職<sup>(ママ)</sup>の聞<sup>(ママ)</sup>エあれば、<sup>(ママ)</sup>全、<sup>(ママ)</sup>明王<sup>(ママ)</sup>のをしエ(21・ウ)此人ならん」と、<sup>(ママ)</sup>彼寺<sup>(ママ)</sup>の門<sup>(ママ)</sup>葉、<sup>(ママ)</sup>熊野堂<sup>(ママ)</sup>村石雲寺<sup>(ママ)</sup>長老ヲ頼<sup>(ママ)</sup>ミ、<sup>(ママ)</sup>右<sup>(ママ)</sup>の次第<sup>(ママ)</sup>を逸<sup>(ママ)</sup>ニ語りければ、<sup>(ママ)</sup>此時<sup>(ママ)</sup>玉線<sup>(ママ)</sup>和尚<sup>(ママ)</sup>申けるは、「我、<sup>(ママ)</sup>法ヲ以<sup>(ママ)</sup>テ加<sup>(ママ)</sup>持<sup>(ママ)</sup>祈禱<sup>(ママ)</sup>をなし<sup>(ママ)</sup>利益<sup>(ママ)</sup>あるその時は、<sup>(ママ)</sup>先達<sup>(ママ)</sup>中<sup>(ママ)</sup>祈念<sup>(ママ)</sup>したる寺院<sup>(ママ)</sup>方を潰<sup>(ママ)</sup>す道理也。若シ<sup>(ママ)</sup>記<sup>(ママ)</sup>シ無<sup>(ママ)</sup>キ時ハ、<sup>(ママ)</sup>夫見<sup>(ママ)</sup>たが、<sup>(ママ)</sup>諸人<sup>(ママ)</sup>の手にも及<sup>(ママ)</sup>ざる處をと、<sup>(ママ)</sup>人の嘲<sup>(ママ)</sup>を受<sup>(ママ)</sup>る者也。此事<sup>(ママ)</sup>を重<sup>(ママ)</sup>テ取<sup>(ママ)</sup>次<sup>(ママ)</sup>ギ無<sup>(ママ)</sup>用」<sup>(ママ)</sup>迎<sup>(ママ)</sup>テ、<sup>(ママ)</sup>長老ヲ返<sup>(ママ)</sup>されける。

早く右の(22・オ)由、<sup>(ママ)</sup>小松村<sup>(ママ)</sup>エ<sup>(ママ)</sup>嘶<sup>(ママ)</sup>しければ、<sup>(ママ)</sup>是を聞大<sup>(ママ)</sup>ニ身<sup>(ママ)</sup>歎<sup>(ママ)</sup>キ居<sup>(ママ)</sup>たりしか、<sup>(ママ)</sup>新左衛門<sup>(ママ)</sup>、「<sup>(ママ)</sup>是非<sup>(ママ)</sup>く御願<sup>(ママ)</sup>申上、若し御承<sup>(ママ)</sup>知<sup>(ママ)</sup>なキ時は、<sup>(ママ)</sup>譬<sup>(ママ)</sup>エ日を重<sup>(ママ)</sup>テなり共<sup>(ママ)</sup>相<sup>(ママ)</sup>叶<sup>(ママ)</sup>テ歸<sup>(ママ)</sup>らん」と、<sup>(ママ)</sup>則、<sup>(ママ)</sup>熊野堂<sup>(ママ)</sup>村長老<sup>(ママ)</sup>を同道<sup>(ママ)</sup>シテ<sup>(ママ)</sup>保運寺<sup>(ママ)</sup>エ参<sup>(ママ)</sup>り、<sup>(ママ)</sup>方丈<sup>(ママ)</sup>ニ對面<sup>(ママ)</sup>シテ

申けるは、「田舎育の不骨者共、禪家の御作法も存ず、怨霊教化の御祈祷被下べしと御願申上る事、以の外のひが事ニテ御坐候。口上中誤、御會後、御免ン下さるべし。私シ、今日(22・ウ) 参上仕候義は、別義ニは御坐なく候得共、扱、たよと申女、刃難ニ掛り相果申事、今年七回忌ニ當り、法名は明響光寿信女と申定テ、修羅道の苦患に沈ミ申べし。何卒、一坐の御回向ニも預り度候。是こそ有縁無縁の平等、利益の本懐とも言ふ者ならん。兼テ亦、道春信士と申は、茂右衛門と申者の法名にテ御坐候。是も同く、刃難の死をとけ申候。諸共ニ、一蓮託生(23・オ)の結縁を遂ケ度き御願、若御承知無ニ依テは、五日も十日も絶食致し、御承知下被る迄は當山を出まじ」と、身を投伏テぞ申ける。

和尚も新左衛門か一心を感じ入、「此愚僧か慕ひ申は、宗門は八ツニ分れ、十二碎と言ふ共、多くの寺院達を蔑にせん事を憚り差扣たり。然ルニ、平等無縁の大慈なきは出家ニあらずとの一言の内に方便あるニ似たり。修法の仕法と言フは、我モ(23・ウ) 知さる處也。一先其意ニ任すべし。扱、法會の用意定日は、重テ石運寺ニ申遣スべし」と申ければ、新左衛門悦ビ勇テ帰りけり。

扱、保運寺にて、此石運寺ヲ始メ、大衆残す方丈エ呼出し、「此度の法事供養をも願とも、國中流布の事なれば、怨霊静まらずんば、諸人弥々嘲り、世上の笑ひ草とならん。明後十日ヨリ、秘行の堂上に入テ、一七日、昼夜怨霊教化の(2

3・オ) 秘法を修すべし。無益の世用に告来る事なかれ。大衆は、心を正着にしテ、修法の過役勤むべし。此法成就しテ後、法會は十六日と申渡されける。

夫より玉線和尚は室の間ニ閉籠り、毎夜く、釵難の亡霊、五躰切繼の法、怨霊教化の法、生たる人に言つめく、相手有テの問答と疑ひ思斗也。其上、佛祖正傳の血脉と言者を授られたり。是ハ(23・ウ) 事終テ後、石運寺長老の者語りニテ、委細承る也。

程なく七月十六日ニ成ければ、九兵衛ハ家の庭ニ高さ五尺、廣さ八尺斗ニ棚を詰せ、五色の幡ヲ立並ラべ、七如来、上界の八位、下界の八位、四天王其外あらゆる妙しゆを勧請し、種々の供物を備え、棚の南ニ大幡小幡を美々敷くり飭り、十六日の早朝より、一山の大衆拾六人を曳連れ(24・オ)、扱、山門を出る時、玉線和尚申されけるは、「大衆、必、異念を起する事なかれ。是、悪魔ヲ剔する悪法也」と言含、彼家ニ進ミ行、家内の四方を急度見廻シ、戌亥の壁一間打破り、玉線和尚棚ニ向ひ、良久く座禅なし、夫ヨリ一七日勤行の間認らし書物を授られける。此間、大衆残らず經文讀誦シ、聲一時も止事なし。

同廿二日巳の中刻、經文秘法終り(24・ウ)、夫ヨリ大衆施餓鬼あり。終らんする時ニ、天井ヨリ、其丈三尺斗の百足、口を明テぞ九兵衛が上ニ落掛るを、玉線和尚、本玉の珠数にテ拂ひ、拂ウるを以テをさエ、「汝が言事能く聞。

本縁の道を忘れ、未ダ成仏せざらんや」と以前の封じ者を授ければ、百足も弱りテ蟠り、直に新菰にまかせ、法事終りテ備エ者、幡等残らず百足諸共に、笛吹川エぞ（25・オ）流しける。

ステ用意致ス所の、卒都輪、菩提所道り、又、葬禮の式も有テ、血脉等は墓の中エ封シ込ミテ、亡霊の回向し給ふ。誠に難有次第也。是ニ依テ其夜ヨリ、怪異はひしと留りけり。飯舘芦沢の両家ハ言ふニ及不、小松村一郷、其一家親類悦び事限りなし。

斯クテ、此事國中エ隠れなく聞エければ、玉線（25・ウ）尊敬する事、生仏の如しとかや。

弘化三年 霜月七日

明治十一年

壬寅二月 写之

深澤彌多（26・オ）

《翻刻おわり》

注1：1 『山梨県史』資料編13 近世6・「第三章 教育文化

第二節文化（4）俗文学―実録・滑稽本・川柳―・山梨県

編・平成16年3月発行。同書解説には、「これも写本が県

立図書館に九本（うち三本は合冊）が蔵されている（甲州文庫、若尾資料、頼生文庫）」とある。また諸本分類については「諸本間に本文の異同があるが、大きく二種に分かれる。事の起こりから記すものと、怨霊の描写から始まり過去を述べるものとである。」とし、「翻刻した頼生文庫本（一三八・H〇九九・三五―二）は後者である。」としている。

注2：『東山梨郡誌』・山梨教育會東山梨支會編・大正5年7月発行。翻刻本文の前に簡単な解説がある。「事ハ正徳（或は寶永より）より享保年間に亙り、小松村に起こりたる事件にして、御靈一家を悩殺したる怪異の事實、當時人の心膽を寒からしめたるが、後世時に「怪談小松怨霊」と題し劇に仕組まると等、普く人口に膾炙せる所なるも、その據る可き記録に至りては甚だ乏し。」とし、人物関係図を附している。

注3：この本は外題が示すように、系統の異なる三種の写本が合冊となっている。今便宜的に綴じられている順に〈その1〉から〈その3〉とした。

注4：諸本における玉線の出身寺院名は架蔵本・Dは「吉僧寺」、A・B・Cが「善僧寺」、E・F・G・Iが「善増寺」、Kが「善福寺」となっている。いずれも「下野国」の寺としているが、玉線が住した保雲寺は「下野国佐野領栃本村本光寺末」であることが関連していると思われる。これについては稿を改めて後日論じたい。

※本稿を成すにあたり山梨県立図書館、山梨県立博物館の方々に資料閲覧などで大変お世話になった。また保雲寺の御住職様には、突然訪問したのにもかかわらず、寺史に関する貴重な資料などを提供して頂いた。末筆ながら感謝を申し上げます。